



Global Tax Update

英国

税理士法人トーマツ

2015年2月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

1. 租税回避に対する罰則強化: 包括的租税回避否認規定(GAAR)修正ガイダンスに関する協議

英国政府は、「租税回避スキームの常習利用者」を対象とする新しい措置および包括的租税回避否認規定(General Anti-Abuse Rule(GAAR))が適用された場合の具体的な新罰則規定導入に関する協議を行っている。また、2014年財政法に定める「租税回避スキームのプロモーター」についても新しい「基準要件(‘threshold condition’)」を導入し、租税回避スキームの開示義務(Disclosure of Tax Avoidance Schemes(DOTAS))規定に基づきプロモーターが開示したスキームの大部分が、申告された税額よりも多額の納税をスキーム利用者にもたらすものであると裁判所が判断した場合には、当該プロモーターを「租税回避スキームのプロモーター」と認定できるようにすることが提案されている。コメントの提出期限は2015年3月12日である。

2. 上場企業の株式公開買付け(takeover)における減資の規制

政府は、上場企業の株式公開買付け(takeover)における減資の活用を規制するための2006年会社法改正法案を発表した。英国上場企業の株式公開買付けは、「スキームオブアレンジメントによる株式消却(‘cancellation’ schemes of arrangement)」によるものが増えており、当該ス

キームの下では印紙税が課税されないが、新規定では当該スキームの使用が禁止される。ただし、「スキームオブアレンジメントに基づく株式譲渡」は禁止されず(この場合印紙税が課されるため)、また、究極の株主の変更を伴わないスキームオブアレンジメントによる株式消却を制限するものでもない。当該規制は、本規定発効後に買付申込みを行う確定的意図(firm offer)が発表された株式公開買付け、または、上場企業買収法(Takeover Code)の対象ではない企業については本規定発効後に合意された株式公開買付けに適用される。

3. 期日前支払割引に係る VAT に関する HMRC ガイダンス

英国歳入税関庁(HM & Revenue and Customs: 以下「HMRC」)は、2015年4月1日より後に期日前支払割引が提示されている VAT(Value Added Tax: 付加価値税: 以下「VAT」)インボイスを発行するサプライヤーやインボイスを受領する顧客のためのガイダンスを発表した。期日前支払割引が提示されている VAT インボイスに関する規定は2015年4月1日をもって改正される。現行の規定では、期日前支払割引を提供するサプライヤーは、当該割引が実際には行われなかった場合でも割引後の売上額に係る VAT を計上することができるが、変更後は、実際を受領額に係る VAT を計上しなければならない。当該改正は、VAT インボイス発行義務のない放送通信サービスの提供には

2014年5月1日から実施されているが、他のサービス提供については2015年4月1日から適用される。

ガイドンスの中では提示された期日前支払割引が実際に行われた場合のVATの計上および控除・還付の手続を提示し、クレジットノート(credit note)発行に代わる方法について規定している。サプライヤーがクレジットノートを発行したくない場合は、インボイス上に、支払期日前割引に関する条件および「顧客は実際にサプライヤーに支払ったVATのみを仮払VATとして回収できる」という記載(ガイドンスにHMRCが推奨する文言が記載されている)等の一定の情報を記載しなければならない。また、割引額の領収証の証憑保存が必要となる。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/eu

本件に関するお問い合わせ

Deloitte LLP ロンドン事務所

パートナー 古新居 由紀

ykonii@deloitte.co.uk

ディレクター 日高 大雅

hhidaka@deloitte.co.uk

ニュースレター発行元

税理士法人トーマツ

本部・東京事務所

〒100-8305

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

新東京ビル5階

TEL : 03-6213-3800(代)

email : tax.cs@tohatsu.co.jp

URL : www.deloitte.com/jp/tax-co

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(税理士法人トーマツを含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびその関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約7,900名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループWebサイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約210,000名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。